

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 酒類の品目等の表示義務について、一定の原料用アルコールについては、品目の表示を泡盛とすることを可能とすることとする。(第11条の5 関係)
- 2 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。(附則関係)